

「負担金」とは？

A 法定台帳を作成・管理・運用するための経費です。

法の定めにより、岐阜市長の許可を得て、年額2,500円の負担金を賦課させていただいております。税金とは異なりますので不払いによる罰則規定はありませんが、制度の理解を得るよう努め、納入のご協力をお願いいたしております。

法定台帳への登録事項

- ☐ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ☐ 事業の種類
- ☐ 事業の開始の年月
- ☐ 地区内の営業所等の名称、所在地及び管理者の氏名
- ☐ 地区内の営業所等の事業の内容及び最近1年間における売上高
- ☐ 従業員数又は資本金額もしくは払込済出資総額

変更がございましたら、当所にご連絡ください

商工業者法定台帳に伴う個人情報保護の取扱いについて

- 商工業者法定台帳にご登録いただいた事項は、本会議所の事業の適正かつ円滑な実施に資する目的にのみ、本台帳を運用いたします。（商工会議所法第11条第1項）
- 本会議所は、本台帳を善良なる管理者の注意をもって管理いたします。（同法第11条第2項）
- 本会議所が、秘密に属する事項を他に漏らしたり、窃用したりすることはありません。（同法第11条第3項）
- 事業所名簿『岐阜商工名鑑』への掲載を希望されない場合は、当所業務課までご連絡ください。

「法定台帳」って何？

A 岐阜地区の最新企業データベース、いわば企業の戸籍簿です。

商工会議所はこの法定台帳によって商工業者の実態を把握し、地域経済の振興に役立てています。登録情報に基づき、全国の商工会議所や行政からの問い合わせに対する照会資料として、あるいは商工業の取引活動を活発にするものとして活用します。

登録って何？

A 法定台帳に事業所の内容を登録し、照会・統計等に備えるものです。

商工会議所は、最善の注意をもって法定台帳を管理する一方、様々な施策展開や調査、緊急時、災害時に役立てています。

右のチャートで、該当しているのにご案内が届いていない場合や、該当していないのにご案内が届いている場合は、担当者までご連絡いただきますようお願いいたします。

お問合せ
当所振興部 業務課
Tel.058-264-2133 Fax.058-264-0336

特定商工業者制度にご協力ください。

商工会議所は、法の定めるところにより、毎年地区内の商工業者の調査を行い、法定基準に照合して特定商工業者を確認し、法定台帳を整備します。

従来から特定商工業者に該当の方も、今回新たに該当の方も、事業所調査と負担金の納入にご協力くださいますようお願いいたします。

下記のチャートで特定商工業者に該当するかどうかお確かめください。

Start

あなたの事業所は法人ですか？ それとも個人ですか？

法人 ↓

個人 ↓

資本金額または払込済出資総額が300万円以上ですか？

はい ↓

いいえ ↓

従業員数 が20人(商業又はサービス業は5人以上)以上ですか？
※委託・パート・アルバイトなどの常時雇用者を含む

はい ↓

いいえ ↓

特定商工業者に
該当します。

特定商工業者に
該当しません。

- ①法定台帳のご提出をお願いします。
- ②法定台帳の負担金にご協力ください。